

●保育の必要性の認定基準ごとの保育必要量一覧

番号	保育の必要性の認定基準	保育必要量		備考
1	就労	1か月あたりの就労時間 (※2)	120時間以上 保育標準時間	
	60～120時間未満 保育短時間(※3)			
2	妊娠、出産	保育標準時間		
3	保護者の疾病、障害	保育標準時間		
4	同居の親族等の介護・看護	1か月あたりの介護・看護時間	120時間以上 保育標準時間	
	60～120時間未満 保育短時間			
5	災害復旧	保育標準時間		
6	求職活動	保育短時間		90日以内に限る。
7	就学	1か月あたりの就学時間	120時間以上 保育標準時間	
	60～120時間未満 保育短時間(※3)			
8	虐待、DVのおそれがあること	保育標準時間		
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(※1)	保育短時間		
10	前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること	保育標準時間または保育短時間		

※1 育児休業中の入所期間は、生まれた子が1歳6ヶ月までです。ただし、生まれた子が1歳6ヶ月時点において、入所児が年長の場合は、育児休業を継続または延長する場合に限り、卒園まで継続入所を可能とします。

※2 保育の必要量は実就労時間を評価するため、育児短時間勤務制度等を利用している場合には、短時間勤務の就労時間により認定します。

※3 始業・終業時間により、保育標準時間の認定を受けられる場合があります。